

全国一斉 多重債務 110番 『払わなくていい金利』があります！

大阪弁護士会では、12月21日(木)・22日(金)に、
「全国一斉多重債務110番」の面談相談を実施します！

例えば、こんな相談をお聞きします！

- ・サラ金、クレジット会社への返済がたいへんなので、返済額を少なくできないか。
- ・住宅ローンで購入した持ち家があるが、これを失わずに他の債務を整理したい。
- ・サラ金・クレジットの支払いが10年以上継続しているが、払い過ぎで返ってくるお金があるのでは。
- ・破産したいが手続きはどうしたらよいか。
- ・サラ金・クレジット会社に対する借金を完済したが、いくらか取り戻せると聞いたが本当か。
- ・ヤミ金の取り立てが厳しくて困っている。

相 談 時 間 2006（平成18）年12月21日（木） 22日（金）

実施時間：午前10時15分～午前11時45分、

午後1時～午後4時

原則、予約制。

相談予約電話番号 06 - 6364 - 1248

相 談 料 無料（30分以内。延長不可）

相 談 会 場 大阪弁護士会館1階 総合法律相談センター

相談の後に、必要があれば、任意整理や自己破産等の手続の代理も行います！

費用は有料ですが、一定の条件をクリアすれば、法律扶助制度（一時的に費用を立て替え、毎月、少しずつ返していただく制度）が利用できる場合があります。詳しくは、面談相談時にお問い合わせください。

主催 大阪弁護士会 総合法律相談センター
同 消費者保護委員会